

北九州市立花尾中学校 P T A 特別会計規約

第一章 名称及び財源

本会計は北九州市立花尾中学校 P T A 特別会計と称し、一般会計繰越金及びバザー収益金等の一部又は全部、又は寄付金等を財源とする。

第二章 目的

本会計は家庭・学校・地域社会と連携し、生徒の健やかな成長とその支援、また、その目的に伴う行事の推進、生徒学習環境の環境改善、部活動支援や学校周年行事の開催等の実現をスムーズに行うための会計とする。

第三章 用途

本会計の目的を達成するため、次の用途に従って会計運用を行う。

- 一、 P T A が第二章の目的をもった行事又は環境改善や部活動支援等を行う場合、この会計をもってその運用を行う。
- 二、 P T A の当初予算以外の支出を必要とする時や、一般通念上、やむを得ず本予算に超過を生じたときには所定の手続きを行った上、その支出に充てる。
- 三、 P T A 会計施行中に支出しなければならない項目があり、本会計に残高不足が生じる場合は、この会計より一時借用してその支出に充てる事が出来る。

第四章 充用

- 一、 本会計充用の必要を生じたときは、理由・金額及びそれに充当する予算の基礎を明らかにした会計要求書を作成して、理事会に提出する。
- 二、 理事会では会計要求書を審査し、理事会構成員の 2/3 の賛同をもって承認とする。
- 三、 理事会の決定があれば、会計について予算が成立したものとみなす。

第五章 会計および会計監査

- 一、本会計は P T A 特別会計として取扱い、その管理責任は P T A 会長が、入出は P T A 会計が行う。
- 二、本会計の監査は P T A 会計監査が行う。

附則

- 一、 この規約は平成 20 年 4 月 19 日の父母教師会総会を経て施行する。
- 二、 平成 20 年以前の取扱いについては、その時点の運用を尊重する。
- 三、 この規約を改正するには理事会構成員の 2/3 の同意を必要とする。

平成 26 年 4 月 19 日一部改

